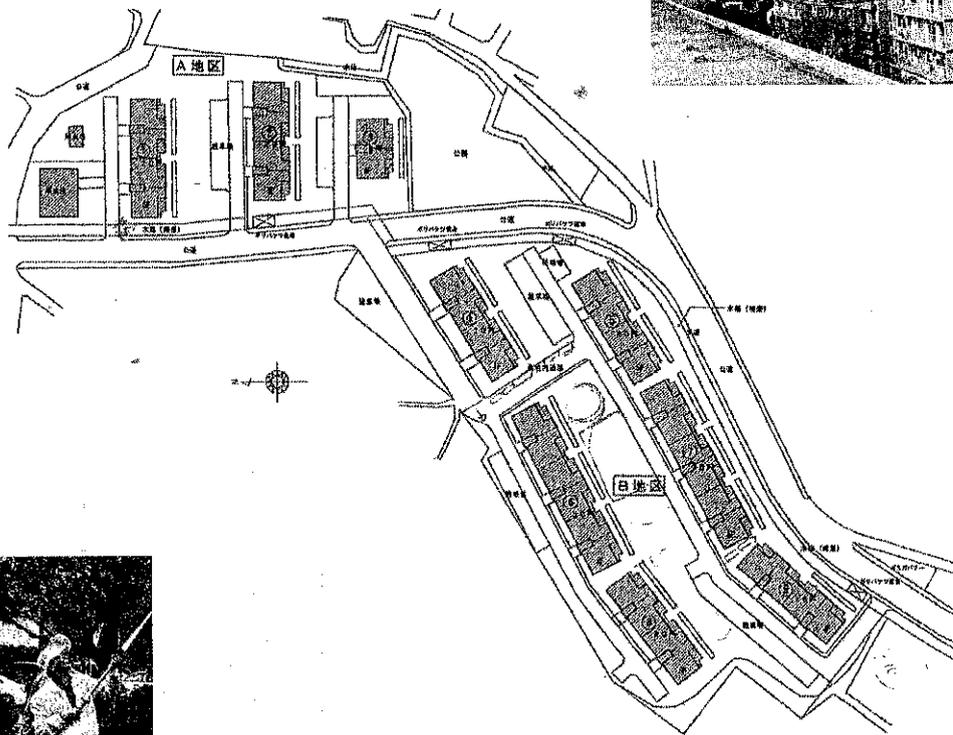
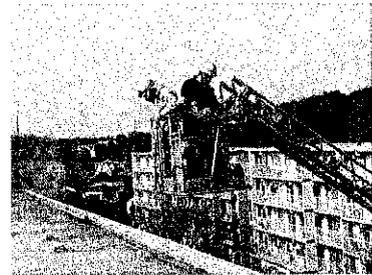


# 和泉中央南ハイツ

# 防災マニュアル



令和7年4月1日

和泉中央南ハイツ自主防災委員会

# 目次

## 1 はじめに

(防災マニュアルの主旨、基本態度)

## 2 基本情報

(1) マンションの概要

(2) 災害基本情報

## 3 平常時編

(1) 自助(各戸での取り組み)

- ア 各戸で想定される被害の事前把握
- イ 家具類の転倒・落下・移動やガラスの飛散防止
- ウ 防災備品の備蓄
- エ 災害時に備えた知識の習得
- オ 家族会議

(2) 共助(管理組合の取り組み)

- ア 施設設備整備の点検
  - ・ 想定される被害の事前把握
  - ・ 建物の安全確保
  - ・ 施設の点検と活用
  - ・ 管理会社と協議(管理会社は、無し)
  - ・ 共用施設の利用方法の検討・決定
  - ・ 設備の点検と活用
  - ・ 防災に関する設備の把握
  - ・ 防災備蓄遺品の確保と管
- イ 防災活動とコミュニティづくり
  - ・ 防災専門の体制と人員の確保
  - ・ 防災活動組織の設置
  - ・ 入居者名簿の作成
  - ・ 災害時要援護者の把握と支援
  - ・ 防災訓練等の計画と実施
  - ・ マンションのコミュニティづくり

ウ 地域との連携

- ・地域と連携する。（地域防災拠点、区役所、消防所）
- ・地域の行事、祭事への参加と協力

4 発災時編

(1) 地震直後の行動

- ア 室内にいる時に地震が発生した場合
- イ 共用部にいる時に地震が発生した場合
- ウ 安全に避難する場合

(2) 発災時の活動の流れ

(3) 対策本部の体制

(4) 対策本部の主な活動内容

(5) 対策本部の活動場所（例）

ア 発災期（地震発生直後～1日目の活動）

- ・各住戸の活動
- ・対策本部の活動

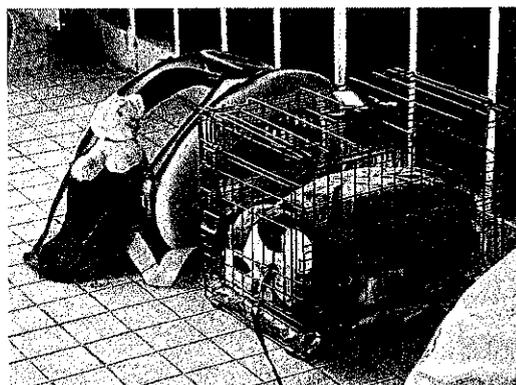
イ 被災生活期（2～3日の行動）

- ・対策本部の活動

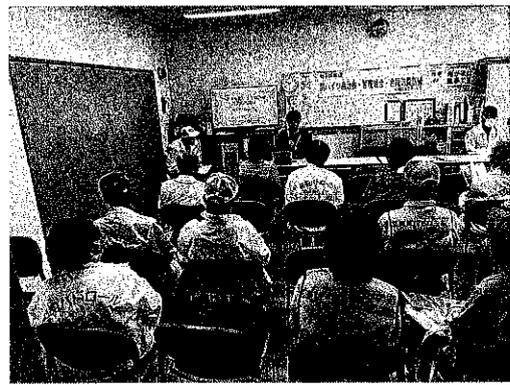
ウ 復旧期（4日目以降の活動）

エ 各様式

防災訓練を実施します。



ペット対策も実施します。



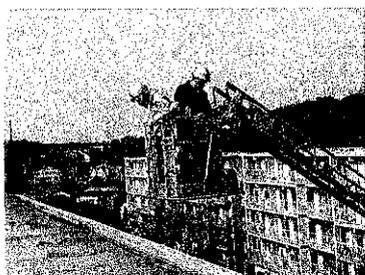
南ハイツの防災訓練です。



人命救助訓練



家庭防災員 DIG 訓練も実施いたします。





## 1 はじめに

地球規模での異常気象による洪水や山火事などの報道が連日されており、又、我が国におきましても能登地方のように地震・津波・洪水が重ねて発生し、又、全国各地でも、大災害の発生が心配されております。

「和泉中央南ハイツ」におきましては、以前より、自治会・管理組合で協力し、更に、地域自治会とも連携し、防災活動をしてまいりましたが、横浜市が2022年に「よこはま防災力向上マンション認定制度」とその基準を定めましたので、それを目指し、一人でも多くの皆様が、いつか来る大災害を生き残る為、「今から」「いざ」というときのために「防災マニュアル」を定めました。

## 2. 基本情報

### (1) 「和泉中央南ハイツ」の概要

#### 1) 敷地、建物の概要 団地(全体)

マンション(団地)名	和泉中央南ハイツ		
管理組合名	和泉中央南ハイツ管理組合		
理事長名	島田 詠子		
所在地	横浜市泉区和泉中央南3-20-9		
敷地面積	14,374 m <sup>2</sup>	権利関係 <input checked="" type="checkbox"/> 所有権・ <input type="checkbox"/> 借地権・ <input type="checkbox"/> 地上権	
建築面積(建ぺい率)	3,065 m <sup>2</sup>	(現行40%)	
延べ面積(容積率)	13,702 m <sup>2</sup>	(現行80%) (注)	
専有面積の合計	約10,580 m <sup>2</sup>	最多住戸面積 56.99 m <sup>2</sup>	/タイプ別専有面積: 別表
構造	PC 造		
階数/棟数	地上 5階/ 7棟、地上 4階/ 2棟		
住戸数	住戸 184戸 (注)		
竣工日	昭和49年 (経年50年)		

#### 2) 設備、附属施設の概要(注)団地型(複数棟)の場合は、団地(全体)と棟別に区分

給・排水設備	<input type="checkbox"/> 圧送ポンプ、 <input type="checkbox"/> 受水槽、 <input type="checkbox"/> 高置水槽、 <input checked="" type="checkbox"/> 直結増圧、 <input checked="" type="checkbox"/> 公共下水道
ガス設備	<input checked="" type="checkbox"/> ガス
空調・換気設備	<input type="checkbox"/> 空気調和機、 <input checked="" type="checkbox"/> 換気
電力設備	<input type="checkbox"/> (自家用)受変電室、 <input checked="" type="checkbox"/> 避雷針、 <input type="checkbox"/> 自家発電
情報・通信設備	<input type="checkbox"/> テレビ共聴( <input type="checkbox"/> アンテナ・ <input checked="" type="checkbox"/> ケーブル)、 <input checked="" type="checkbox"/> インターネット、 <input checked="" type="checkbox"/> インターホン、 <input type="checkbox"/> オートロック、 <input type="checkbox"/> 防犯カメラ等、 <input type="checkbox"/> 電波障害対策、 <input type="checkbox"/> その他( )
消防用設備	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓、 <input type="checkbox"/> 自動火災報知器、 <input type="checkbox"/> 連結送水管 <input type="checkbox"/> その他( )
昇降機設備	<input type="checkbox"/> 昇降機( 0 )台

駐車場設備	<input checked="" type="checkbox"/> 平面(126)台、 <input type="checkbox"/> 機械式( )台、 <input type="checkbox"/> 自走式( )台、計( )台
附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> 集会室( <input type="checkbox"/> 棟内、 <input checked="" type="checkbox"/> 別棟)、 <input checked="" type="checkbox"/> 管理員室( <input type="checkbox"/> 棟内、 <input checked="" type="checkbox"/> 別棟)
その他	<input checked="" type="checkbox"/> 自転車置場、 <input checked="" type="checkbox"/> ゴミ集積所、 <input checked="" type="checkbox"/> 遊具(プレイロット)

### 3)関係者

分譲会社名	神奈川県住宅供給公社		
施工会社名	東急プレハブ株式会社		
設計・監理事務所名	神奈川県住宅供給公社		
管理会社名	自主管理	Tel ( )	-
	管理員名	勤務形態(平日常勤)	Tel (045)803-5298

### 4)管理・所有区分

[団地型の場合]

部分	区分
団地	団地一括管理
棟別	

### 5)維持管理の状況 (団地/ 9 棟) (複数棟の場合)

#### ①法定点検等の実施

点検等	実施年月	点検等の結果の要点
給水増圧装置定期点検	毎年6月	特に問題なし
受水槽定期点検・水質検査		設備無し
FM弁定期検査		設備無し
受水槽管理法定期検査		設備無し

#### ②調査・診断の実施

調査・診断	実施年月	調査・診断の結果の要点
建物劣化診断調査	2019年1月	大規模修繕工事基本計画のための劣化診断
1年目アフター点検	2023年1月	大規模修繕工事1年目アフター点検
	年 月	

### ③主な修繕工事の実施

箇所	実施年月	修繕工事の概要
直結増圧給水に変更	2018年10月	加圧給水方式を廃止し、直結増圧給水方式に変更工事
建物内外照明LED化	2018年12月	外構・駐輪場・階段室・出入口等すべてLED照明に変更工事
建物内汚水縦管更新	2019年12月	建物内全戸分の汚水鋳鉄管を塩ビ二層管に更新工事
大規模修繕工事	2021年12月	第3回目大規模修繕工事(屋上・床防水、外壁・鉄部塗装)
バルコニーサッシ更新	2022年10月	全戸南面3連バルコニーサッシ更新工事

### ④長期修繕計画の見直し

時期	実施年月	見直しの要点
2016年度見直し実施	H28年9月～	原状の劣化状態の把握。給水塔の解体時期。直結給水。汚水管の更新
2022年度見直し実施	R4年3月	期間30年間に拡張。30年間で2回の大規模修繕工事、
	年月	

### 6)保存図書

<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書	(竣工図)
<input type="checkbox"/> 構造計算書	
<input checked="" type="checkbox"/> 数量計算書	(修繕工事契約図書に基づく数量計算書)
<input type="checkbox"/> 確認申請書副本	<input type="checkbox"/> 確認済証、 <input type="checkbox"/> 検査済証
<input type="checkbox"/> 分譲パンフレット	<input type="checkbox"/> アフターサービス規準
<input checked="" type="checkbox"/> 点検報告書	<input checked="" type="checkbox"/> 法定点検、 <input checked="" type="checkbox"/> 保守契約による点検
<input checked="" type="checkbox"/> 調査・診断報告書	(過去に実施したもの)
<input checked="" type="checkbox"/> 修繕工事の設計図書等	(仕様書、図面、数量計算書等)
<input checked="" type="checkbox"/> その他関係書類	<input type="checkbox"/> 電波障害協定書、 <input checked="" type="checkbox"/> その他( )
<input checked="" type="checkbox"/> 長期修繕計画	<input checked="" type="checkbox"/> 現に有効な長期修繕計画
<input checked="" type="checkbox"/> 管理規約	<input checked="" type="checkbox"/> 現に有効な管理規約 <input type="checkbox"/> 原始規約

## (2) 災害基本情報

### 1) 地域防災拠点について

「泉区生活、防災マップ」より、地域指定防災拠点(指定緊急避難場所)

➡中和田中学校 横浜市泉区和泉中央北2-5-1

### 2) 想定震度

「泉区 元禄型関東地震被害想定地震マップ」より

関東大地震をもたらした大正型関東地震の約2倍のエネルギーを発するマグニチュード8.1の想定地震。市内最大震度は震度7と想定されています。

➡「和泉中央南ハイツ」においては、予想震度は6強。

### 3) 液状化危険度

- a 「元禄型関東地震被害想定 液状化マップ：泉区」
- b 「東京湾北部地震被害想定 液状化マップ：泉区」
- c 「南海トラフ巨大地震被害想定 液状化マップ：泉区」

のいずれのマップにおいても

→ 「和泉中央南ハイツ」 における液状化危険度は  
「液状化危険度は低い  $0 < PL \leq 5$ 」 になっています。

### 4) 土砂災害について

「泉区 土砂災害ハザードマップ」

- a 「泉区 土砂災害警戒区域(急傾斜地)」
- b 「泉区 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)」

のいずれのマップにおいても

→ 「和泉中央南ハイツ」 においては、隣接地を含めその指定はありません。

### 5) 洪水浸水想定区域の有無について

「泉区 洪水ハザードマップ」 では、想定基準として想定最大規模の降雨：  
24 時間で、632 mm において、浸水区域が想定されていますが、

→ 「和泉中央南ハイツ」 においては、洪水浸水想定区域はありません。

### 6) 内水浸水想定区域について

「泉区 洪水ハザードマップ」 では、瞬間最大大雨を想定した内水浸水の浸水深を想定し  
ております。想定条件 想定最大規模の降雨：153 mm/h で

→ 「和泉中央南ハイツ」 においては 20 cm～50 cm (床下浸水相当) と想定されています。

## 3 平常時編

### (1) 自助（各戸の取り組み）

#### ア 各戸で想定される被害の事前把握

大規模地震。大震災が発生した際には各戸で様々な被害が発生するので事前に日頃から被害を把握し、対策を講じておくことで被害を最小限に抑えます。

家具や電気製品、(冷蔵庫等の転倒、落下、移動、ガラスの飛散等による負傷者、施設の破損、調理中の地震による火災の発生、電気、水道、ガス、などライフラインの停止、食料品や日用品の不足、電話やメールの通信障害等の被害が予想されます。日頃から家庭内で身の安全と被害を最小限に抑えるように検討し実践します。

#### イ 家具や電化製品の転倒・落下・移動やガラスの飛散の防止

(家具類の配置や固定方法の点検・見直し)

タンスやクローゼット本棚は市販の突っ張り式の家具転倒防止器具でしっかり固定します。二段重ねの家具は金具等で連結します。冷蔵庫等でキャスターの付いているものは、ストッ

パーで固定し、ベルト式器具など壁につける上に落下しやすいものを載せない様々な対策方法を組み合わせることで、より大きな効果が期待できるガラス部分には、破片が飛び散らないように飛散防止フィルムを貼りつけます。食器棚は扉が開かないように留め金を付ける、地震発生時、家具が転倒しても被害が生じないように配置を見直します。テレビは壁に台に固定する。

ガラスの前に家具を置かないようにしましょう。倒れた際にガラスが割れるので、注意が必要です。壁に沿って家具を配置することで、倒れにくい。離して配置すると倒れやすい。

寝室には就寝中に倒れてくる可能性があるため、背の高い家具を配置しないようにしましょう。

避難経路を塞いでしまうので、避難通路の近くに家具を配置しないようにしましょう。

※参考資料 もしもにそなえよう 10 頁

※参考 「家具類の転倒、落下、移動防止対策ハンドブック」東京消防庁

#### ウ 調理中の地震による火災発生

住宅用火災警報器は消防法により全ての住宅に設置が義務付けられています。当ハイツは全戸設置されています。(令和6年10月20日に一斉点検実施)

火災発生時に使用できるように、5月の防災訓練時に消火器の設置場所を確認します。

#### エ 電気、水道、ガス、等のライフラインの停止対策

(停電時の対応)

通電火災を防ぐため電化製品の電源を切りコンセントからプラグを抜き、ブレーカーを落とします。ブレーカーの位置は事前に確認します。

夜中の場合は暗闇のなかでの行動は危険です。特に地震時には割れたガラスを踏んでしまうこともあります。懐中電灯照明を用意すると共にベッドの下など、近くにスニーカーを用意する。

(断水時の対応)

一人一日3リットルを目安に最低3日分の飲料水を各戸で用意します。風呂の残り湯は捨てずに、生活用水として使用します。

污水管に被害があった場合は、トイレが使えなくなります。簡易トイレなどを用意します。一人一日5回分、各戸で用意します。

(ガス供給停止時の対応)

震度5強以上の揺れを感知した場合には、ガスメーターが自動的にガスを止めます。異常が無いときには各自で復帰させることができます。事前に復帰を確認します。

カセットコンロ・ガスボンベを用意しておきます。ガスボンベは予備を含めた数を各戸で用意します。

(食料、日用品などの不足)

大規模な震災によってライフラインが停止すると、早期の復旧が見込めず、生活に不便が生じることが予想されます。

このため最低3日間は自宅で生活できるように、各戸で水・食料・生活必需品などを、あらかじめ用意します。これらのものは、各家庭での用意が原則です。また日頃利用している食料

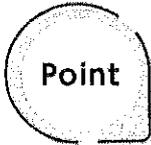
品や生活必需品を少し多めに購入しておく「日常備蓄」なら簡単に備蓄ができます。  
 (各家庭での備蓄品(例)) 我が家の備蓄リスト(参考資料もしもにそなえよう6・7頁)

## わが家の備蓄品リスト

家庭に必要な備蓄の量と、実際に備蓄している量を確認しましょう。  
 また、定期的に備蓄品を確認する日を決めましょう。

年 月 日確認

備蓄品の例	1人の 1日分の 備蓄数の目安	家族の3日分の 備蓄数の目安 <small>(家族の人数×1日分の目安×3日分)</small>	家に 備蓄しているもの	家にある 備蓄数	備考 (賞味期限など)
<b>4人家族の場合</b>					
記入例	飲料水	3 リットル	36 リットル	保存水(5年保存)	24 リットル 2027年 3月31日
	アルファ米	3 食	36 食	わかめご飯 ひじきご飯	24 食 2029年 3月31日
飲み物	飲料水 (水 お茶 スポーツ飲料 など)	3 リットル	リットル	リットル	
主食	アルファ米 缶入りパン 乾パン 麺類 カップ麺 など	3 食	食	食	
おかず	ツナ缶 さんま缶 焼き鳥缶 レトルトカレー コーン缶 五目豆 など	1食2種類 程度	食	食	
その他	果物缶詰 栄養補助食品 お菓子 (チョコレート、 あめなど1~2種類) 野菜ジュース	1 種類	食	食	
家族にあわせた食品	ベビーフード 濃厚流動食 病者用食品		食	食	
トイレパック	処理袋と 凝固剤が セットに なったもの	5 回分	回分	回分	



- 玄関の近くなど、すぐに取り出せるところに保管しましょう。
  - 家族全員で保管場所を把握しましょう。
  - 賞味期限が過ぎないように気をつけましょう。
- 毎年9月1日(防災の日)など確認する日を決めておくのもおすすめです。

1 日頃の準備

7

## オ 災害に備えた知識の習得

防災訓練は中学校地域防災訓練や南ハイツ管理組合・自治会の合同防災訓練に積極的に参加していきます。ここでは危機管理係りより、災害時のとる行動など、具体的な行動など学習できます。

泉区震災パンフレット「もしもに備えよう」を全戸配布しております。ときどきこの冊子に目を通し、もしもに備えましょう。(参考資料「もしもにそなえよう」)

## カ 家族会議

発災直後は電話が殺到し、被災地域内では電話が繋がりにくくなるため、家族間でも安否確認が出来なくなる場合があります。その際には災害用伝言サービスのほか、メールやSMSを活用しましょう。また、遠方の親戚などをお願いして連絡の中継点になってもらうなど、家族との連絡方法を確認しましょう。

地域防災拠点は中和田中学校になっています。家族で確認をしておきましょう。(参考資料「もしもにそなえよう」14頁) 災害用伝言ダイヤル(171)

## (2) 共助(管理組合の取り組み)

### ア 施設設備の点検

和泉中央南ハイツは中層住宅9棟からなる184世帯の小さなマンションです。南ハイツには、平成24年、空き地の活用という観点から、防災備蓄庫の設置をしました。面積は9,3㎡。備蓄品としては、食料以外のもの、災害時の必要なものを毎年60万円の予算で購入してきました。今後さらに検討して、非常時に対応できるように内容を充実していきます。

別紙参照(様式10 災害備蓄庫物資リスト)

- ・ 建物の耐震性能・施設の状態については、P6に記載されているように、2019年1月に建物劣化診断調査を行っており、2023年1月には、1年目アフター点検も行ってきております。
- ・ 共用施設の利用方法では、P7に記載されているように、直結増圧給水装置に変更、建物内外照明LED化、建物内污水管更新、大規模修繕工事、バルコニーサッシ更新など、行っています。
- ・ 各設備の点検については、長期修繕計画に従って、今後も点検を行っていきます。
- ・ 防災に関する設備の点検・利用方法では、令和7年度現在、玄関ドア交換について、長期修繕計画の上から検討中となっています。この交換後は、非常災害時にも、ドアが壊れることなく、避難できるようになります。
- ・ 備蓄物資の確保と管理については、(様式10 災害備蓄庫物資リスト)を元とするも、資料：もしもにそなえよう。P6「震災に備えた備蓄をしよう」P7の「我が家の備蓄リスト」のように、普段から自己管理で備えていくようにします。
- ・ 想定される被害の事前把握については、資料：もしもにそなえよう。P1「家の中の対策をしよう」にあるように前もって、各戸において、家具や電化製品の転倒・落下・移動や、ガラスの飛散による負傷者の発生、施設の破損など、予測しておきましょう。

横浜市でも震災について最重要課題として取り組んでおります。まず自分を守るのは自分。

自助、次は共助、公助とありますが、人を頼るよりまず自分が大事となります。

#### イ・防災活動とコミュニティづくり

各家庭での災害に対する備えは大切です。しかし、各家庭・個人の力だけで災害に立ち向かうには限界があります。災害時には協力して応急活動に取り組みことが被害拡大を防ぐことに繋がります。日頃から居住者同士で顔を合わせ、よりよい関係作りに努めましょう。阪神淡路の大震災でも、倒壊家屋から救出された方の約8割が、近隣住民により救出されたと報告されています。いざという時に備えて居住者・地域との協力体制を築くことが、マンション自体の防災力を高めることにもなります。

#### ・ 入居者名簿の作成

南ハイツでは入居者名簿を作成・整備します。

名簿の（個人情報）の取り扱いには、余分にコピーしない。名簿保持者を決めておく等、十分な注意を払います。運用のルールを決め、定期的に更新します。

このマンションは入居者の入れ替わりなどは、管理人が集会所に配置されており、常時管理組合と連携があり、名簿は常に新しいものを掌握している。別紙 2 居住者名簿

#### ・ 防災専門の態勢と人員の確保

平常時から防災に関して継続的かつ専門的に検討し、活動できる体制作りが大切です。

役員の任期	年	防災訓練の実施状況	年 回 内容：
役員の人数	人	居住者名簿の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
会合の回数	年 回	災害時要援護者名簿の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
自主防災組織の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	防災マニュアルの有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無

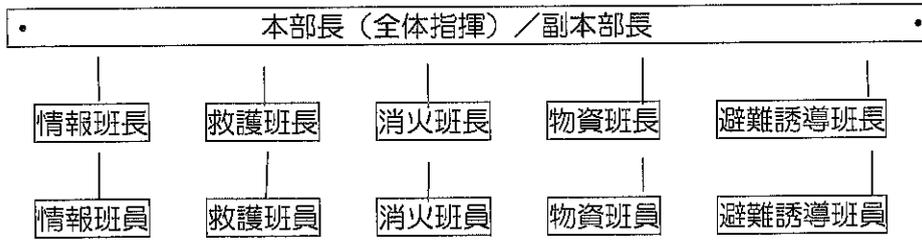
#### ・ 防災活動組織の設置

和泉中央南ハイツでは、「和泉中央南ハイツ自主防災組織」を設置している。災害発生時には初動体制が何より重要です。情報の集約・伝達や活動指示を円滑に行うため、あらかじめ、本部長や各班員を定め、事前に「誰が」、「どのような役割」を担うのか具体的な計画を立てておく必要があります。

しかし、発災時にすべてのメンバーが在宅しているとは限りません。柔軟な対応ができるような組織作りをします。そのため、班長以下の当初の業務をカード式に整理し、対策本部に集合した順に受け取り、初動の行動を取る。対策本部要員が揃った以後は、本来の対策本部体制で災害対応にあたります

(1) 対策本部の活動態勢

様式1 対策本部員名簿を参照



※物資班は2日目以降に追加します。

(2) 対策本部の主な活動内容

役 割	発災時の活動内容	平常時の活動内容
本部長・副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策本部の立ち上げ</li> <li>活動全体の把握及び指示</li> <li>防災関係機関との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災活動（防災訓練等）の実施</li> <li>防災関係機関、地域の町会・学校（避難所）との連絡</li> </ul>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住者の安否確認情報の収集、整理</li> <li>建物内外の情報収集</li> <li>居住者への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住者名簿及び災害時要援護者名簿の作成、管理</li> <li>安否確認方法の確立</li> </ul>
救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>負傷者及び要援護者の救出・救護・避難誘導</li> <li>救護所の開設・運営</li> <li>医療機関及び避難所への搬送・誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急手当講習等の受講</li> <li>担架・医薬品等の備蓄管理</li> </ul>
消火班	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期消火活動</li> <li>建物の安全確認、安全確保</li> <li>出入り口の管理、防犯活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期消火訓練</li> <li>建物及び設備の実態掌握、点検、調査</li> </ul>
物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄品及び救援物資等の管理・配付</li> <li>避難所運営の協力</li> <li>ごみ集積場所の確保・管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄物資の計画的配備及び管理</li> <li>支援物資受け入れ態勢の整備</li> </ul>
誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難路（所）</li> <li>標識点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の避難誘導活動</li> </ul>

・ 災害時要援護者の把握と支援

災害時要援護者名簿は、自治会が自発的に把握しているが、区役所でも民生委員や病院・福祉保健課等で手上げ方式のものを自治会に下ろしている。

自治会組織では、階段ごとに委員を配置しているため、10件の家庭の状況はほぼ把握しているので、災害時には、この名簿により、近隣で守り合うシステムは出来上がっている

・ 南ハイツの防災訓練計画と実施

南ハイツの居住者の防災訓練は2段階で行う。まず、南ハイツ全体として、管理組合と自治

会協力での合同防災訓練を5月の第2日曜日に行う。5月の管理組合総会後に、新理事対応で訓練を行うことで、年間を通して災害時の対応ができる。泉区一斉防災訓練では、中和田中学校の地域防災拠点訓練に合同で参加し、訓練を受ける。

- マンションのコミュニティーづくり

災害時には普段からの近隣とのお付き合いが非常に大切になってくる。近所なればこそ、あそこの家族内容などお互いにわかり共助に繋がっていく。自治会主催の秋祭りや、合同防災訓練など、普段からの各種行事に参加することが、最大のコミュニティーに繋がる。

いざという時に備えて居住者・地域との協力態勢を築くことがマンション自体の防災力を高めることとなります。

- 地域の行事、催事への参加と協力

和泉中央連合自治会には、各種行事が予定されている。自治会メンバーからは、会長を始め、連合の専門部には全ての組織に参加している。またシニア（老人会）には連合の連長を輩出している。上部の連合や区の行事にも全面的に出席している。

地域の町会・自治会名に加えて、地域で実施される行事や祭事に参加します。

- 秋のふれあい祭り（自治会） 10月中旬
- スポーツフェスタ（連合自治会） 10月中旬
- 中和田コミュニティーハウス文化祭 10月下旬
- 泉区民ふれあいまつり 11月3日
- そよ風フェスタ（地域ケアプラザ） 12月初旬
- 連合自治会 ふるさとまつり 12月初旬

- 地域と連携する。（地域防災拠点、区役所、消防所）

地域防災拠点は、中和田中学校に位置している。3町会で構成されていて、2年1期、交代で委員長の任になっている。昨年まで4年間は自治会長が委員長をつとめ、現在は副委員長としてその運営携わっています。

区役所とは、地域振興課とで「町のはらっぱ」を無償で借りている。ここは地域全体の一時避難場所として、泉区より指定されている。また防災訓練では総務課の危機管理係と連携を取り、防災訓練では毎年講演を行ってきている。また消防団中心に初期消火やLED訓練なども行っている。

消防署よりの依頼事項として、全世帯を対象に、火災警報器の一斉点検を行った。今後、火災警報器の斡旋なども続けていきたい。

掲示用

# 秋のふれあい祭り

日 時：令和6年10月12日(土)  
11:00~14:00

場 所：『集会所』

**★当日の開催内容★**  
11:00~11:30 受付  
11:30~13:00 自由参加  
13:00~14:00 閉会

**★抽選会景品の抽選★**  
ご賞品で選ばれるもので、景品として特選品をご用意しております。10月31日までにご賞品が選ばれるまでにご参加ください。TEL: 903-0806

**★当日の開催内容★**  
11:00~11:30 受付  
11:30~13:00 自由参加  
13:00~14:00 閉会

**★当日の開催内容★**  
11:00~11:30 受付  
11:30~13:00 自由参加  
13:00~14:00 閉会

2024.10.13 (日)  
9:30~12:00 (雨天中止)  
中和田中学校へレッツゴー!!

## スポーツフェス 2024

参加費 無料

みんなが楽しめるスポーツフェスティバル。様々な競技とかけがえのない時間を過ごせます。和泉中央児童会館からステップアップしたスポーツフェス2024のご案内です。

# ふれあいまつり

11:00~16:00

1F サロン、作品展示  
2F 研修室：演技発表

和泉地区  
中田コミュニティハウス  
TEL: 905-895-1401  
9:00~21:00 (休日は17:00まで)  
会場：和泉地区公民館  
駐車場は公民館前(駐車場あり)

# 泉区民 第13回 秋のふれあいまつり

2024年11月3日(日)  
10:00~14:00 (雨天中止)

和泉遊水地4池・6池  
住いずみ公園(7丁目の交差点) 徒歩5分 駐車場あり

和泉地区公民館  
TEL: 905-895-1401

# とよ園フェスタ 2024

令和6年12月1日(日)  
時間 10:00~13:00  
横浜市いずみ中央地域ケアプラザ

**★当日の開催内容★**  
お楽しみ抽選会  
お楽しみ抽選会  
お楽しみ抽選会

和泉地区ケアプラザ利用団体による展示コーナーや、秋のフェスタがあります！いっしょに楽しんでください。

# 第14回 和泉中央地区 秋のふれあいまつり

2024.12.15(日)  
10:30~14:00 (雨天中止)  
和泉川「地蔵原の水辺」

和泉地区公民館  
TEL: 905-895-1401

## 4 発災時編

### (1)地震直後の行動

#### ア 室内にいる時に地震が発生した場合

発災時に最も重要なことは、「慌てずに落ち着いて」行動することです。急な大地震に対して冷静に対応することは非常に困難です。しかし、日頃から地震発生時の自らの行動について具体的なイメージを持っておくことで、被害を最小限に抑えることができます。

#### ① 0～1分 身の安全の確保

##### 【リビング・キッチン】

- ・揺れを感じたらテーブルの下など安全な場所で、揺れが収まるまで」待機します。
- ・座布団やクッションがあれば頭部を保護します。
- ・タンスや本棚などの大型家具は店頭の恐れがあるため、近寄らないようにします。

##### 【トイレ・風呂】

- ・比較的安全な場所ですが、電灯などが落下の恐れがあるため頭部を保護します。
- ・ドアが歪んで閉じ込められる恐れがあるため、ドアを開けて避難路を確保します。

##### 【就寝中】

- ・枕や布団で頭を保護します。
- ・揺れが収まった時に足元に注意して退避します。

##### 【バルコニー】

- ・素早く身をかがめ、履物を履いたまま室内に移動します。
- ・揺れが激しい場合は、ガラス戸が割れる場合があるのでガラスから」離れる。

#### ② 2分～5分 火元の確認・初期消火

##### 【火元の確認】

- ・大きな地震が発生した際には、火元の確認は揺れが収まった後に行います。揺れている最中に調理中の鍋ややかんが転倒した場合、大けがを負ってしまう可能性があります。
- ・震度5強以上の揺れを感知した際には、ガスメーターが自動的にガスを止めます。慌てずに火元の始末を行います。

##### 【初期消火】

- ・火災が発生した場合には、大声で周囲に知らせ、消火器などで初期消火を行います。
- ・初期消火を行う際には、事前に避難経路を確保します。
- ・何かに火が付いた状況から、約2分で平面の火種が壁に燃え移ります。燃え広がっていく初期であれば、適切な消火によって消すことができます。
- ・火が自分b身長まで達したら初期消火は不可能と判断し、自宅から避難します。この時点で判断を誤ると逃げ遅れる可能性が高くなります。

#### ③ 5分～10分 避難路の確保・安全の確認

##### 【避難路の確保】

- ・緊急地震速報などで事前に地震の揺れを察知した場合は、窓や玄関を開放し避難路

を確保します。(出入口が歪んで、住戸内に閉じ込められる可能性があります)

- ・玄関扉があかない場合には、バルコニーから仕切り板を破って隣室に避難します。日頃から、仕切り板付近にもものを置かないようにします。
- ・玄関ドアが開かないときは「救助を求む」カードを指定の場所に貼り出します。

#### 【安全確認】

- ・電気ブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めます。
- ・電化製品の電源を切って、プラグをコンセントから抜きます。アイロンやドライヤーなどの熱器具は電気復旧後の通電火災の原因になりやすいと言われています。
- ・電気、水道、ガスは安全確認ができるまで使用を控えます。
- ・トイレは排水管の状況が確認できるまで使用せず、簡易トイレなどで対応します。

#### ④ 10分～ 集合場所へ集合

##### 【避難・自身の安否情報の発信】

- ・避難路を通って集合場所(6号棟-7号棟間の中庭プレイロット)に集まり、隣近所の居住者の状況を確認します。
- ・避難の際には「安否確認ステッカー」を北側和室窓に貼り付けます。

### イ 共用部にいる時に地震が発生した場合

#### ① 階段室

- ・強い揺れを感じた場合は、手すりにつかまって足元に注意し、速やかに階段を降ります。直ちに、建物から離れ、落下物に注意し、安全を確認しながら集合場所に移動します。

#### ② 駐輪場・駐車場

- ・駐輪場では自転車やバイクが転倒する場合がありますので、すぐにその場を離れます。
- ・平面駐車場内でも、地震の震動で、駐車中の車が激しく動く場合がありますので、すぐに、その場を離れます。

### (2) 発災時の活動の流れ

震度5強の地震が発生した場合には、拠点を設置する。

発災直後は、あらかじめ役割を決めていても、事前に取り決めたメンバーが在宅と限らない為、発災当初は当ハイツ内にいる居住者が主体となって活動します。

発災直後の対策本部の活動としては、居住者の安否確認、安否情報の集約、救護所の開設を優先します。

各班の集合人数に偏りのある場合は、人数が不測している班への配置換えを行います。また、対策本部の絶対数が足りない場合は、在宅の居住者の中から班員を指名します。

各班からの情報や報告により、居住者の安否情報や、建物・設備の被害状況といった「内部情報」、地域の被害状況や、避難所の開設状況といった「外部情報」を把握し対策の検討や活動全体の指揮を執ります。

必要に応じて防災関係機関(警察・消防・区等)へ救助要請や被害状況を報告します。

当ハイツ事態に火災が発生している場合、あるいは火災が迫ってくる危険がある場合は居住者を適切な場所へ避難するように呼びかけます。

本部長は全体の動きを把握するため、対策本部に常駐し、活動指示に徹します。

### (3) 対策本部の活動場所

#### ア 発災期 震災発生直後～1日目

##### ・住戸の活動

各自揺れを感じたら身の安全を図り、揺れが収まるまで待機します。揺れが収まった後は、家族の安全、火気点検をして確認後、震度強の場合、災害対策本部に自動集合する。

発災直後の対策本部の活動としては、居住者の安否確認、安否情報の集約、救護所の開設を優先します。

#### 1) 対策本部の設置

あらかじめ対策本部設置の条件を決めておきます。

項目	内容
対策本部設置条件	震度5強となった時。
対策本部設置場所	管理組合集会所
対策本部設置者	対策本部長

・「対策本部員名簿(様式1)」に定めたメンバーが中心となり、活動を開始します。

役割	氏名	部屋番号	電話番号	役職
対策本部長	佐藤 茂	113	090-3502-6271	自治会長
防火管理者	海老根 孝	431	090-8086-6177	自治会顧問
副本部長	島田 詠子	133	080-1149-8805	管理組合理事長
副本部長	斎藤 幹夫	833	045-8041162	管理組合副理事長
情報班長	関 進也	852	045-803-5750	防災拠点情報班長
教護班長	河上 親	921	080-2012-7377	自治会専門部長
誘導班長	星川 正志	733	090-3344-9747	自治会副会長
消火班長	小山 道夫	512	080-4878-8024	自治会専門部長

#### 2) 本部長・副本部長の活動

##### 【班長の指名、班の再編成】

班長や副班長が不在の場合は、各班長を指名します。

各班の集合人数に偏りがある場合は、人数が不足している班への配置換えを行います。

対策本部員の絶対数が足りない場合は、在宅の居住者の中から班員を指名します。

【情報の集約・全体の活動の指揮】

・各班からの情報や報告等により、居住者の安否情報や、建物・設備の被害状況といった「内部情報」、地域の被害状況や、避難所の開設状況といった「外部情報」を把握し、対策の検討や活動全体の指揮をとります。

・必要に応じて防災関係機関(警察・消防・区など)へ救助、応援要請や、被害状況を報告します。

・マンション自体に火災が発生している場合、あるいは火災が迫ってくる危険がある場合は、居住者を適切な場所へ避難するように呼びかけます。

・本部長は全体の動きを把握するため、対策本部に常駐し、活動指示に徹します。

3) 情報班の活動

【安否確認】

・安全確保のため各棟2人1組で各住戸の安否確認を行い、その結果を「棟別安否情報シート(様式5)」に記入します。

・安否確認を行うことができた居住者には、「災害連絡カード(様式6)」を配布します。

・「安否確認ステッカー(様式4)」で救助や救護を求めている住戸や、ドアが壊れている等避難路の確保ができない住戸を確認した際は、救護班長を通じて救護班に対応を依頼します。

・「安否確認ステッカー(様式4)」が貼られておらず、安否確認できなかった住戸についてはテープなどで「連絡依頼書兼安否不明ステッカー(様式7)」をドアに貼り、帰宅した際の連絡を求めるとともに、継続して安否確認を行います。

【情報の整理・伝達】

・「棟別安否情報シート(様式5)」に集められた情報を集約し、「対策本部安否情報シート(様式8)」に整理し、情報班長及び本部長・副本部長に報告します。

・安否情報のほか、救護所の開設や建物・設備の状況などを必要に応じて掲示板で連絡事項を居住者に伝えます。また、ハンドマイク等も活用します。

4) 救護班の活動

【閉じ込め者の救出】

・備蓄倉庫から救助用資器材(バール、ハンマー等)を取り出し、閉じ込め者救助の用意をします。

・救護班長の指示により救助用資器材を活用し、玄関のドアを開け、救助します。

・閉じ込め者に怪我が無い場合は、バルコニーの仕切り板を壊し、他の住戸から避難するように指示します。

・安否不明な要援護者の住戸については、応答がない場合、救助用資器材を活用し、ドアを開けて安否を確認します。

緊急の場合はドアを壊し、立ち入ることを日頃から、居住者全員の共通認識として、共有しておきます。

【負傷者の誘導・応急手当】

・救護所を開設するまでは、芝生やプレイロットまたは住戸内などの安全な場所へ負傷者を誘導します。

- ・ 軽傷者は、各家庭の救急セットや備蓄物資の医薬品を使用し応急手当を行います。
- ・ 重傷者は、救護班長及び本部長・副本部長を通じて、消防署に救助を依頼します。
- ・ 消防署の到着が困難な場合には消火班の協力を得て、最寄りの緊急医療救護所へ搬送します。

【緊急医療救護所とは】

： 発災から72時間まで（超急性期まで）に、けがをした場合や、病気になった場合は、「救急告示医療機関」等に区が設置する緊急医療救護所でトリアージ（緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めること）を実施します。そして、重症者は災害拠点病院へ、中等症者は災害拠点連携病院へそれぞれ移送し、軽症者には応急手当・避難所への誘導を行います。発災から72時間以降（急性期以降）は必要に応じて避難者が500人以上の避難所、福祉避難所等に医療救護所を設置します。

- ・ 最寄りの救急告示医療機関を確認します。

▶災害時の医療について

災害時に怪我をしたり、病気になった場合は、症状に応じた医療機関等で診療や手当を受けます。日頃から、近くの医療機関を確認しておきましょう。

※地域で診療可能な病院・診療所は、目印として「診療中の旗」を掲示します。

施設名称	所在地	電話番号
① 新中川病院	池の谷3901	812-6161
② 医療法人横浜未来ヘルスケアシステム 戸塚共立いずみ野病院	和泉中央北 1-40-34	800-0320
③ 横浜いずみ台病院	和泉町7838	806-1133
④ 社会福祉法人 親善福祉協会 国際親善総合病院	西が岡1-28-1	813-0221
⑤ ゆめが丘総合病院	下飯田町1609-1	803-1601

(もしもにそなえよう。12頁)

【救護所の開設】

- ・ 室内の安全確認後、集会所・憩いの間を救護所として開設します。
- ・ 利用者の情報を「救護所受付名簿（様式9）」に集約し、名簿を作成します。

【負傷者と要援護者の誘導】

- ・ 救護所が開設したら必要に応じて負傷者、要援護者を誘導します。
- ・ 移動が困難な場合は、担架等を使用して搬送します。
- ・ 居住者の中に医師、看護師、介護経験者等がいる場合は協力を要請します。

## 5) 消火班の活動

### 【初期消火活動】

- ・各部屋の出火状況を確認し、出火している部屋があれば大声で周囲に知らせ、班員と協力し、初期消火を行います。
- ・初期消火を行う際は、事前に避難経路を確保します。
- ・火が自分の身長まで達したら初期消火は不可能と判断し、消防署へ通報するとともに、消火班長及び本部長・副本部長へ報告し、居住者の避難誘導をします。

### 【安全確認】

- ・建物や設備の安全確認を実施し、危険場所を把握した場合は、安全班長及び本部長・副本部長に報告します。
- ・危険場所には表示をして、立ち入りを制限します。

### (チェックポイント)

- 建物：外壁や内壁のひび・崩落、ガラスの飛散 など
- 設備：給水管、排水管、など

## イ) 震災発生から2日目～3日目

2日目以降になるとそれぞれの活動も徐々に落ち着き、帰宅者等により活動人員が確保しやすいことから、対策本部の態勢を充実させていきます。

### 1) 本部長・副本部長の活動

物資班を含め、有志を募り各班の配置を指示します。

救護班は医療・看護・福祉関係者から、消火班は消防団関係の居住者から選出します。

引き続き、各班からの情報や報告等により、建物内外の状況を把握し、対策の検討や活動全体の指揮を取ります。

防災関係機関、地域の町会・自治会と連携した活動を行います。

### 2) 情報班の活動

#### 【各住戸の情報収集】

・安否確認ができず、「連絡依頼書兼安否不明ステッカー（様式7）」をドアに貼付けた不在者から帰宅の連絡を受けた際には、「災害連絡カード（様式6）」を渡します。

・帰宅者の情報は引き続き「棟別安否情報シート（様式5）」及び、「対策本部安否情報シート（様式8）」に整理し、情報班長及び本部長・副本部長へ報告します。

・安否情報のほか「災害連絡カード（様式6）」等から把握した情報をとりまとめ、必要に応じて情報班長及び本部長・副本部長へ報告します。

・救護が必要な住戸がある場合には、救護班長を通じて救護班へ活動を依頼します。

#### 【情報の整理・発信】

・防災行政無線や、防災・緊急情報メール、または、近隣の避難所などに出向く等、情報収集を行います。

・建物内外の情報を把握し、掲示板で連絡事項を居住者に伝えます。またハンドマイク等も活用します。

### 3) 救護班の活動

#### 【救護所の運営】

- ・組織の再編成により、医療・看護・福祉関係者は救護所での活動に従事します。
- ・手当完了後の対応(帰宅等)を含め、利用者の状況を「救護所受付名簿(様式9)」に記入します。

#### 【負傷者の搬送・誘導】

・引き続き負傷者、要援護者など救護が必要な方を救護所へ誘導し、必要に応じ避難所または、緊急医療救護所へ搬送、誘導を行います。

### 4) 消火班の活動

#### 【建物・設備の安全確保】

- ・各理事協力のもと、点検する。

#### 【防犯活動】

- ・南ハイツの見回りを行います。
- ・地域の町会・自治会が行う防犯活動に協力します。

### 5) 物資班の活動

#### 【備蓄品の管理・配布】

・「災害連絡カード(様式6)」などから飲料水、食糧が必要な住戸を確認し、必要な物資を把握します。

- ・「備蓄物資配布リスト(様式11)」を作成し、物資班班長及び本部長・副本部長へ報告します。

・状況に応じて配布ルールを作り、本部長・副本部長の指示により各住戸に物資を配布し「備蓄物資配布リスト(様式10)」に配布状況を記入します。

- ・各階段に班員を配置し、上下階のリレー方式で物資を配布します。
- ・備蓄物資の使用状況を管理します。

#### 【飲料水の確保】

・水は各家庭での用意が原則ですが、もしも飲料水が不足する場合は、給水拠点から水を運搬します。

#### ・給水拠点とは

大地震が発生し、断水になったときでも、応急給水槽や浄水場・給水所などの給水拠点で、応急給水を受けることができます。(中和田中学校地域防災拠点)

#### 【救援物資の確保】

- ・避難所との連携を円滑にするため、避難所運営に協力します。
- ・物資が不足する場合は避難所と調整を行ったうえで救援物資を運搬し、マンション内で保管・管理・配布を行います。

#### 【臨時ごみ集積場所】

- ・ごみは各住戸での保管を徹底します。

#### ウ) 4日目以時(復旧期)

被災生活期(2日目～3日目)の活動を継続しますが、ライフラインの復旧状況により活動体制を縮小し、段階的に平常時の態勢に移行していきます。活動態勢の縮小は、電気の復旧を目安とします。

##### 1) 情報班の活動

###### 【情報の管理】

- ・ 電気、が復旧して各住戸との連絡が可能になり、災害対策上問題ないと判断した時点で活動を縮小します。
- ・ 安否確認については、全居住者の状況が把握できるまで継続します。

###### 【地域情報の提供】

- ・ 避難所、地域の町会・自治会の情報を把握し、引き続き掲示板で居住者に情報を提供します。

##### 2) 救護班の活動

###### 【救護所の閉鎖】

- ・ 安全が確認されたら、負傷者・要援護者を自宅、あるいは医療機関に引き渡し、利用者がいなくなった段階で救護所を閉鎖します。

###### 【救護活動】

- ・ 在宅での救護活動を行っている方に対しては、支援の必要の有無を本人または家族に確認します。

##### 3) 消火班の活動

###### 【建物・設備の安全確保】

- ・ 管理人による管理態勢が整った段階で、平常時の管理態勢に移行します。

###### 【防犯活動】

- ・ 地域の防犯活動は地域の町会・自治会等と協議のうえ、活動を縮小します。

##### 4) 物資班の活動

###### 【備蓄品、救援物資の配布】

- ・ 食料や日用品が不足している場合は、避難所と調整し、救援物資の確保・管理・配布を継続します。

###### 【ごみ処理】

- ・ 各住戸のごみをごみ集積場所へ運搬するように居住者へ指示します。
- ・ ごみ集積のルール徹底と、ごみ集積場所の管理を継続します。

##### 5) 対策本部の活動

###### 【対策本部の廃止】

- ・ 各班の活動状況を把握し、縮小・廃止を指示します。
- ・ 本部長の判断で対策本部を廃止し、平常時の態勢へ移行します。

# 様式集

- 様式 1 対策本部員名簿
- 様式 2 居住者名簿
- 様式 3 災害時要援護者名簿
- 様式 4 安否確認カード
- 様式 5 棟別安否情報シート
- 様式 6 災害連絡カード
- 様式 7 連絡依頼書兼安否不明ステッカー
- 様式 8 対策本部安否情報シート
- 様式 9 救護所受付名簿
- 様式 10 災害備蓄庫物資リスト
- 資料 1 : もしもにそなえよう。(泉区震災対策パンフレット)
- 資料 2 : オフィス家具等の転倒防止対策の例 (消防庁)
- 資料 3 : 情報収集・防災学習 (泉区役所ホームページ)
- 資料 4 : 和泉中央南ハイツ管理組合消防計画
- 資料 5 : 防災備蓄庫 (物置) 設置の基本方針
- 資料 6 : 和泉中央南ハイツ管理組合防火管理細則
- 資料 7 : マンション管理計画の適正化認定通知書

## 様式1 対策本部員名簿

役割	氏名	部屋番号	連絡先	
本部長（防火管理者）	佐藤 茂	1-113	090-3502-6271	
防火管理者	海老根 孝	4-431	090-8086-6177	
副本部長	島田 詠子	1-133	080-1149-8805	
副本部長	斎藤 幹夫	8-833	045-804-1162	
情報班	班長	関 進也	8-852	045-803-5750
	副班長	佐藤 京子	1-113	080-5478-4574
	総務(管理組合)			
	広報担当理事			
救護班	班長	河上 親	9-921	080-2012-7377
	副班長	羽鳥 由美子	2-253	045-801-9092
	環境保全理事			
	施設管理理事			
誘導班	班長	星川 正志	7-733	090-3344-9747
	副班長	本間 順一	6-646	045-802-0456
	防災理事			
	総務(管理組合)			
物資班	班長	秋元 幸子	2-211	090-5809-9218
	副班長	谷 竹子	6-636	090-4663-2501
	駐車場理事			
	計画事業理事			
消火班	消防団	小林 司	1-132	090-8165-8437
	消防団	内田 康浩	4-412	045-801-9275
	班長	小山 道夫	5-512	080-4878-8024
	副班長	岡村 栄治	5-543	090-1209-8948





#### 様式4 安否確認カード

- 家族等の安全を確認し、安否確認が不要な場合は黄色を表示
- 救助を必要な場合は、赤を表示

全員無事です。安否確認不要です。

**無事です**

応援をお願いします。

**救助来む**





対策本部からのお願い  
(                    ) 号室様

居住者の安否を確認しています。  
帰宅されたら

- ○ (○○○号室)
- ○ (○○○号室)
- ○ (○○○号室)

のいずれかまでご連絡ください。

※ 連材の状況をご説明し  
「災害連絡カード」をお渡しします。





## 様式 10 災害備蓄庫物資リスト

番号	購入年度	資材名	個数	備考
1	平成25年	防災ヘルメット	30	緊急時役員用
2	25年	ハンドマイク	2	
3	25年	担架 2個	2	
4	25年	布製担架	3	
5	25年	キャリーセット(スコップ・ツルハシ・ハンマー等)	3	
6	25年	簡易トイレ(凝固剤・排便袋)	200	全世帯分
7	25年	テント	1	
8	25年	ポリタンク 10㍑用	200	全世帯分
9	25年	滑り止め軍手	15	
10	25年	防災拠点用プルゾン	20	
11	26年	リヤカー(折りたたみ式)	2	
12	26年	充電式ライト(ラジオ式)	2	
13	26年	ジャッキ	1	
14	26年	救急医療セット	2	
15	26年	発電機一式(コードリール・三脚)	1	
16	26年	投光器1式	1	
17	26年	バケツ	5	
18	26年	カセットコンロ(予備ボンベ含む)	5	
19	26年	ガスボンベ	5	
20	26年	トラロープ 12mm×200m	5	
21	26年	防寒具(アルミシート)	20	
22	26年	ブルーシート	5	
23	27年	レスキューツールセット	2	
24	27年	イージーステップ3輪キャリー	3	
25	29年	たためるバケツ ツイスター	10	
26	29年	防寒具(アルミシート)	50	
27	令和 2年	インバータ搭載発電機 900VA	2	
28	2年	アルミ強力LEDヘッドライト	6	
29	2年	寝袋(アルミ)	100	
30	3年	非接触温度計添付リード	3	
31	3年	エレコム 雷ガードタップ6ケロ	5	
32	4年	発電機ポータブル電源ソーラーパネル	1	







和泉町住宅管理組合

# 消防計画

(和泉町住宅管理組合細則『和泉町住宅管理組合防火管理細則』  
を添付する事とする。)

平成 24 年 8 月 28 日制定

和泉町住宅管理組合

消防計画作成（~~変更~~）届出書

平成24年8月 日

横浜市 泉 消防署長

防火管理者 住 所：泉区和泉町2985和泉町団地4-431  
氏 名：海老根 孝

管理権原者 住 所：泉区和泉町2985和泉町団地4-414  
氏 名：馬場 喜和

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）



作成  
消防計画を 変更 しましたので、横浜市火災予防条例第69条第3項の規定により、別添のとおり  
届け出ます。

防火対象物の所在地	泉区和泉町2985
防火対象物の名称	和泉町団地 建物 9棟
防火対象物の用途	共同住宅（五項 ロ）
その他必要な事項	

※ 受付欄	※ 経過欄

- （注意）
- 防火対象物の名称を変更した場合は、「防火対象物の名称」の欄に変更後の名称を記入してください。
  - 防火対象物の用途その他必要な事項を変更した場合は、「防火対象物の用途その他必要な事項」の欄に変更の概要を記入してください。
  - ※印の欄は、記入しないでください。

（A4）

防火管理者選任 ~~(解任)~~ 届出書

横浜市 泉 消防署長		24年 8月 28日		
		届出者 住所 和泉町2985和泉町団地4-431		
		和泉町住宅 管理組合 理事長 氏名: 馬場 喜和 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)		
				
下記のとおり防火管理者を選任 <del>(解任)</del> したので届け出ます。				
防火対象物	所在地	泉区和泉町2985		
	名称	和泉町団地	電話 045(803)5298	
	用途	令別表第1 五項 口	収容人員 380人	
	種別	甲種・乙種	管理権原 単一権原・複数権原	
	区分	名称	用途	収容人員
	※消防法施行令第2条を適用するもの	和泉町団地1号棟~9号棟	共同住宅	380人
※消防法施行令第3条第3項を適用するもの				
防火管理者	氏名・生年月日	海老根 孝 昭和17年2月9日生		
	住所	泉区和泉町2985和泉町団地4-431号		
	選任年月日	平成24年 8月 25日		
	職務上の地位	和泉町住宅管理組合 防火管理者		
	資格	講習機関	横浜市消防長	
		講習種別	甲種(新規講習・再講習)・乙種	
修了年月日		平成10年 11月 10日		
その他	令第3条第1項第1号 (第0040641号) 規則第2条第 号 ( )			
解任者	氏名・生年月日	年 月 日生		
	住所			
	解任年月日	年 月 日		
	解任理由			
その他必要事項				
※※ 受付欄		※※ 経過欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 ※印の欄は、消防法施行令第2条を適用するものについては同一敷地内にある同令第1条の2の防火対象物ごとに、消防法施行令第3条第3項を適用するものについては管理権原に属する部分ごとに記入すること。  
 3 消防法施行令第1条の2第3項第2号及び第3号の防火対象物についてはその他必要な事項の欄に工事が完了した際の防火対象物の規模を記入すること。  
 4 消防法施行令第3条第2項を適用するものについてはその他必要な事項の欄に管理的又は監督的な地位にある者のいづれもが防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない理由を記入すること。  
 5 ※※印の欄は、記入しないこと。

和泉町住宅管理組合 防火管理細則

(目的)

第1条 この細則は、和泉町住宅管理規約第32条十五および消防法第8条第1項に基づき、当住宅における防火管理業務について必要な事項を定めることを目的とする。

(細則の適用範囲)

第2条 この細則は、和泉町住宅の居住者、および出入りする全ての者に適用する。

(以下、居住者とは、和泉町住宅の区分所有者とその同居者および占有者をいう)

(防火管理者の任命)

第3条 防火管理者の任命については、次の通りとする。

- ① 管理組合理事長は、当住宅の管理権原を代表し、理事の有資格者から防火管理者を任命する。管理組合の管理費等で防火管理者資格を取得した者は、理事長からの要請を拒否する事は出来ないものとする。但し、その場合の任期は、一年とする。
- ② 理事到有資格者がいない場合は、組合員の有資格者から本人の同意を得て、防火管理者を任命する。同時に、理事から防災担当理事を定め、防火管理者の業務を補佐させる。
- ③ 理事および組合員到有資格者がいない場合は、理事長より委任された防災担当理事が資格を取得する。
- ④ 防火管理者としての報償、活動費、消防訓練等消防計画の実施に要する費用および③項の場合の講習参加諸費用等は、管理組合の理事会の決議に基づき管理費より賄う。
- ⑤ 防火管理者の任期を1年とする。再任は妨げない。

(防火管理者の業務)

第4条 防火管理者は、次に掲げる業務を行う。

(この業務については、防火管理者の指示で防災担当理事が支援するものとする)

- ① 消防計画の作成及び届け出(改正の都度)
- ② 居住者への火災予防対策及び火災発生時に近隣者が行うべき行動の呼び掛け
- ③ 建物、階段等の自主検査の実施及び報告
- ④ 共用部分における以下消防用設備等の点検及び維持管理  
(1) 消火器 (2) 非常警報設備(専有部にある装置も含む) (3) 避難梯子等(必要に応じて)
- ⑤ 共用部分の専用使用部分であるベランダでの避難経路確保のための監督
- ⑥ 居住者に対する消防訓練参加の呼びかけ
- ⑦ 消防署から配布された広報誌の回覧及び管理
- ⑧ 集会所・共用部分の火気の使用又は取り扱いに関する監督

(管理組合理事会役員(防災担当理事)の業務)

第5条 管理組合理事会役員(防災担当理事)は、防火管理者の指示により次に掲げる業務を行う。

- ① 防火管理者への連絡
- ② 消防計画の実施
- ③ 居住者に対する消防訓練の実施

(居住者が行う防火管理対策)

第6条 居住者は、消防計画の実施に協力するほか、自己の責任において、次の対策を行う。

- ① 住戸内における火気管理および平素よりの避難通路の把握
- ② 各住戸の開閉部・出入口の維持管理
- ③ 2方向避難経路の確保のため、ベランダにおける避難障害となる物件の除去
- ④ 階段・通路等の共用部分における燃えやすいもの及び避難障害となる物件の除去
- ⑤ 消防用設備等(消火器、非常警報設備等)の周囲における使用障害となる物件の除去

(火災が発生した場合の行動)

第7条 居住者は、火災発生時、次の行動を行う。

- ① 火災が発生させた場合又は火災を発見した居住者は、火災報知機(ベル)を押して警報すると共に、大声で他の居住者に知らせる。
- ② 119番通報は、火災が発生させた者又は他の居住者が協力して行う。

- ③ 初期消火は、消防隊が到着するまで居住者が協力して行う。
- ④ 玄関から避難できない場合は、ベランダの仕切板を破壊して隣接住戸から安全な場所へ避難を行う。
- ⑤ その他
  - (1) 初期消火作業が危険と判断される場合は、避難を優先する。
  - (2) 火災を発見した居住者は、非常ベルを押し、非常警報設備を作動させる。
  - (3) 玄関の鍵を開放状態とし、消火作業の為に消防隊の入室を補助する。

(地震発生時の行動)

第8条 居住者は、地震発生時、次の行動を行う。

- ① 地震が発生した場合は、使用中の火気の消火を行う。
- ② 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- ③ 各設備器具は、安全を確認した後使用する。
- ④ その他
  - (1) 一時の避難場所；町のはらっぱ（隣接地）
  - (2) 防災関係機関の避難命令により、震災時避難場所（中和田小学校）に避難する。
  - (3) 地震に関する警戒宣言が発令された場合は、火気使用の自粛又は使用中の監視を行う。

(教育・訓練)

第9条 防火管理者、管理組合理事会役員および居住者は、平時に次の教育・訓練を行う。

- ① 防火管理者は、居住者に対して消防等設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知徹底を行う。
- ② 防火管理者は、火災発生時及び要救護人が現れた際の消防署への通報内容の周知徹底を行う。
- ③ 消防訓練は、毎年1回、管理組合理事会が主催して実施する。
- ④ 消防訓練は、理事会の決定により、自治会の自主防災組織委員会と協定を結び、自治会防災訓練と協同して行うことができるものとする。
- ⑤ 消防訓練は、火災等災害発生時に居住者間での情報伝達及び初期消火、避難誘導が的確に行えるように実施する。
- ⑥ 管理組合理事会は、居住者に対して、消防訓練に積極的に参加するように呼びかけを行う。
- ⑦ 居住者は、消火器を用いた消火訓練を積極的に行う。
- ⑧ 居住者は、自治会・自主防災組織等が実施する地域の防災訓練に積極的に参加して行う。

(共用部分における消防用設備等の点検及び報告)

第10条 防火管理者は、次に掲げる点検と報告を行う。

- ① 消防設備等は、必要に応じて、点検設備業者に委託して行うものとし、防火管理者がその結果を受け、3年に1回消防署に報告する。
- ② 防火管理者は、消防用設備等の点検結果報告書などを整理し、集会所の管理組合書庫等において管理する。

(注記)：当和泉町住宅は建築した年度の消防法に基づいている為に、消防用設備等は設置されていない。よって、上記、第10条の項目については、特に、現時点では、報告や書類の保管等の必要はない。(今後、大幅な建物大改修等が実施されれば、本項目は適用になる。)

(不備欠陥等の整備)

第11条 防火管理者は、各点検報告に基づく不備欠陥事項について改修計画をたて、その促進をはかるため管理権原者の代表たる理事長と協議し、早急に整備しなければならない。

(疑義及び細則外事項)

第12条 この細則に疑義が生じたとき、または細則に定めない事項については理事会により処理するものとする。

(細則の改廃)

第13条 この細則の改廃は総会の議決によるものとする。

附則

この細則は平成24年7月8日から施行する。

## 和泉町住宅の防災備蓄庫(物置)設置の基本方針(案)

### 1. 備蓄庫(物置)の必要性:

防災備蓄庫(物置)とは、大地震が起き、電気、水道、ガスなどが切れたとき、数日間は救援物資なしでも生きてゆけるよう、必要な物資を蓄えておく倉庫(物置)のことです。広域避難場所として指定されている公園や公立小中学校などに設置されるケースが多いですが、最近は、団地やマンションにも設置されることがあります。現在の団地やマンションは、関東大震災クラスの大地震でも倒壊することはないと言われているが、そこで、団地やマンション内に必要な物資を備蓄しておけば、避難所に移らなくても済むはず。そういった考えから、団地やマンション内に防災備蓄庫(物置)を設けるケースが、昨年の、3.11東日本震災後、少しずつ増え始めていると言われています。

### 2. 和泉町住宅管理組合及び自治会 防災・防火に関する相互支援に関する協定書の件:

平成24年度管理組合は、和泉町団地自治会との間で、この協定を締結し、防災・防火に関する業務と自主防災組織委員会の機能を有機的に結び付け、大規模災害や小規模火災が発生したとき、又は、平時における活動について相互に支援を行うこととし、団地住民の生活の安定をはかることを目的として活動する事を基本としています。この協定の第8条には、防災用備蓄庫について、次の様に規定されています。

#### ○(防災用備蓄庫及び資機材の使用・運用)

第8条 災害時において、甲の管理する防災用備蓄庫及び資機材の運用については、災害対策本部の管理下に入るものとする。なお、平時における防災用備蓄庫及び資機材等の維持管理については、管理組合及び自治会の連絡会メンバーの基で、話し合いに従って管理するものとする。

### 3. 自治会からの備蓄庫(物置)設置要望書の受領:

平成24年10月10日付けで、和泉町団地自治会から、「防災倉庫設置に関する要望書」が、管理組合理事長宛に提出された。(添付資料 A 参照)

### 4. 植栽管理専門委員会の中継答申書から空地有効利用の要望:

諮問事項(5)の答申として、植栽管理専門委員会から、集会所入口左側空地に、「防災倉庫設置」を要望する旨の答申がなされた。

### 5. 備蓄庫設置に関する予算措置の件:

本年度管理組合としては、平成24年度予算に無い項目であり、提言・要望 に対して、管理組合会計原則の《予算準拠の原則》をどの様に、クリアするかを、理事会関係にて検討する。

6. 備蓄庫本体の購入については、勘定科目上備品費に登録される可能性があり、平成24年度予算範囲で実施するには無理があるので、来年度の予算費用で、購入する事とする。なお、備蓄庫本体の設置場所の整地及び土台敷地整備については、今年度の営繕費の範囲内で実施可能である。ただし、設置に当たっては、確認申請が必要となる場合があるので、十分に、検討する必要がある。

7. 本計画については、来年度予算利用があるので、平成25年1月時点で、詳細実施工事を説明・提案する事とする。

平成24年10月27日  
和泉町住宅管理組合  
理事長 馬場 喜和

(配布資料:H)

別記様式第一号の二（第一条の六関係）（日本産業規格A列4番）

認 定 通 知 書

建住再第81号

認定年月日

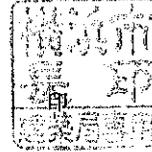
2024年5月2日

認定コード

141003 - 24 - 00039 - 01

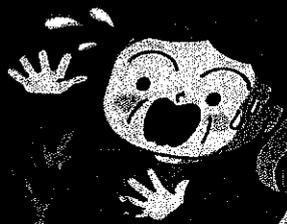
小林司 殿

横浜市長 山中竹春



マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3第1項の規定に基づき認定の申請があった管理計画について、同法第5条の4の規定に基づき認定しましたので、同法第5条の5の規定に基づき通知します。

1. 申請年月日 2024年3月18日
2. マンションの名称 和泉中央南ハイツ
3. マンションの所在地 神奈川県横浜市泉区和泉中央南三丁目20-9
4. 備考



# あつという間に 燃え上がる 着衣着火の恐怖

着衣着火とは、コンロやストーブなどの火が、近ている衣類に燃え移る火災のことです。ちょっとした不注意で誰にでも起こります。顔部などに燃え移るととても危険で、重いやけどや顔炎の場合に亡くなってしまふこともあります。

## 着衣着火はどのように起こる？ ～防ぐために大切なこと～

調味料を取ろうとしたら…



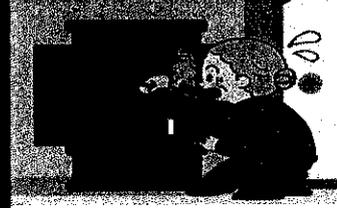
コンロの周囲を整理しましょう

暖を取っていたら…



ストーブとは適切な距離を

お供え物を取ろうとしたら…



火を扱う時の服装に注意

## それでも着衣着火が起こったら

まずは消火！



落ち着いて、水をかけたり、たたいたりして消火した後、すぐに患部を冷やしましょう。

ストップ！  
ドロップ！  
ロール！  
正まって倒れて転がると



着火したのが背中などで手が届かないときは、決して走り回らず、その場に倒れて左右に転がりましょう。

119番通報！



衣類の火が消えたら、119番通報しましょう。やけどを負っていたら、その旨も必ず伝えてください。

ホームページをご覧ください。



発行 和泉中央南ハイツ災害対策本部  
和泉中央南ハイツ管理組合  
和泉中央南ハイツ自治会

090-3502-6271  
045-803-5298  
090-3502-6271  
令和7年4月1日発行